

(目的)

第1条 この条例は、上富良野町を応援しようとする人々による寄附金を財源として、寄附者の上富良野町に対する思いを具現化することにより、多様な人々の参加による豊かで活力あるふるさと上富良野づくりに資することを目的とする。

(事業区分)

第2条 この条例に基づき寄附された寄附金（以下「寄附金」という。）を財源として実施する事業は、次に掲げるとおりとする。

(1) ラベンダー発祥の地としてラベンダーを核としたまちづくりに関する事業で、次に掲げる事業

- ア ラベンダーの育成、保護、管理及び利活用に関する事業
- イ 日の出公園の整備及び管理運営に関する事業
- ウ ラベンダーとともに織りなす、優れた景観の保全及び利活用に関する事業
- エ 四季に応じたイベントの推進に関する事業
- オ 来訪者へのおもてなしの推進に関する事業

(2) 活火山十勝岳と共生するまちづくりに関する事業で、次に掲げる事業

- ア 十勝岳地区の基盤整備、観光振興、安全対策及び環境保全並びに十勝岳地区の公共施設の維持・修繕に関する事業
- イ 活火山十勝岳の防災及び減災に資する対策に関する事業
- ウ 十勝岳噴火災害の歴史を後世に伝えること及び広報する事業
- エ 十勝岳ジオパークの取組みに関する事業

(3) 前2号のほか、町長が必要と認める事業

(基金の設置)

第3条 前条第1号に規定する事業の財源に充てることを目的とし、寄附者から収受した寄附金を適正に管理し、運用するため、ラベンダーの里かみふらのふるさと応援基金（以下「ラベンダー基金」という。）を設置する。

2 前条第2号に規定する事業の財源に充てることを目的とし、寄附者から収受した寄附金を適正に管理し、運用するため、十勝岳と共生するまちづくり応援基金（以下「十勝岳基金」という。）を設置する。

(積立)

第4条 ラベンダー基金は、第2条第1号に掲げる事業に充てるため寄附者から収受した寄附金を、一般会計の歳入歳出予算に計上して積立てるものとする。

2 町長は、第2条第2号に掲げる事業に充てる場合に限り、一般会計の歳入歳出予算に計上して、十勝岳基金の全部又は一部を処分することができる。

3 第2条第3号に規定する事業に充てる場合で、町長が必要と認めるときは、寄附金をラベンダー基金又は十勝岳基金に積立てることなく、その他の基金に積立てることができる。

(寄附金の管理運用の特例)

第5条 町長は、前条の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、寄附金をラベンダー基金又は十勝岳基金その他基金に積立てることなく、第2条に掲げる事業に必要な財源に充てることができる。

(寄附金の指定等)

第6条 寄附者は、第2条に掲げる事業のうち寄附金をいずれの事業に充てるかをあらかじめ指定できるものとする。

2 寄附金のうち前項の指定がないものについては、第2条第1号の指定があったものとみなす。

3 町長は、寄附金の取扱いに当たっては、寄附者の意向が反映されるよう十分配慮しなければならない。

(管理)

第7条 ラベンダー基金及び十勝岳基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 ラベンダー基金及び十勝岳基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第8条 ラベンダー基金及び十勝岳基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金ごとに編入するものとする。

(繰替運用)

第9条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、ラベンダー基金及び十勝岳基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第10条 町長は、第2条第1号に掲げる事業に充てる場合に限り、一般会計の歳入歳出予算に計上して、ラベンダー基金の全部又は一部を処分することができる。

2 町長は、第2条第2号に掲げる事業に充てる場合に限り、議会の議決を得て、一般会計の歳入歳出予算に計上して、十勝岳基金の全部又は一部を処分することができる。

(ラベンダー基金及び十勝岳基金に属する現金の保全)

第11条 町長は、第7条第1項の規定によりラベンダー基金及び十勝岳基金に属する現金を預金として保管している場合において、当該預金を受け入れている金融機関に保険事故が発生したときは、予算の定めるところにより、当該預金に係る債権と当該金融機

関に対する本町の債務との相殺をすることができる。

(運用状況の公表)

第 12 条 町長は、毎年 1 回、この条例の運用状況を公表しなければならない。

(委任)

第 13 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 9 月 15 日条例第 14 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

(上富良野町十勝岳地区振興基金条例の廃止)

2 上富良野町十勝岳地区振興基金条例 (昭和 42 年上富良野町条例第 9 号。以下「十勝岳振興基金条例」という。) は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日 (以下「施行日」という。) の前日において前項の規定による廃止前の十勝岳振興基金条例の規定に基づく基金に属する財産は、施行日においてこの条例に規定する十勝岳と共生するまちづくり応援基金に繰り入れられたものとみなす。

○かみふらのふるさと応援寄附条例施行規則 平成 20 年 9 月 22 日規則第 27 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、かみふらのふるさと応援寄附条例（平成 20 年上富良野町条例第 22 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(寄附金の受入れ等)

第 2 条 寄附金の受入れは、随時行うものとする。

2 寄附金は、かみふらのふるさと応援寄附申込書（別記様式第 1 号）又はインターネット上の所定の申込フォームにより受けるものとする。

3 町長は、寄附金の申込みの目的又は收受した寄附金の原資が公序良俗に反するものと思料される場合は、受入れを拒否し、若しくは收受した寄附金を返還することができる。

4 町長は、前項の規定による取扱いを行った場合は、その決定の理由及び経過を記録しておかなければならない。

(寄附金の使途)

第 3 条 条例第 2 条第 3 号に規定する事業は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) ふるさとに住む両親を思い、高齢者福祉の推進に関する事業

(2) 懐かしの学び舎を思い、児童生徒の教育振興に関する事業

(3) 陸上自衛隊が駐屯する基地のまちとして、自衛隊との共存共栄の推進に関する事業

(4) 前号のほか、町長が必要と認める事業

(かみふらのふるさとモニター)

第 4 条 町長は、町へ 1 回につき 10,000 円以上のふるさと応援寄附をした者のうち、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の規定に基づく町の住民基本台帳に記録されていないものを「かみふらのふるさとモニター」に任命し、町の特産品等をモニター商品（以下「商品」という）として送付する。ただし、当該寄附者が商品の買い取りを希望しない場合は、この限りでない。

(商品)

第 5 条 商品は、寄附者からの 1 回当たりのふるさと応援寄附のおおむね 3 割以内とし、上限を 15,000 円とする。この場合において、限度額には消費税を含み、送料は含まないものとする。

2 商品は、商品の販売、配送等が可能な町内事業者（個人事業者を含む。以下「協力事業者」という。）が寄附者に送付する。この場合において、商品に要する費用（商品代、消費税及び配送費用等の経費を含む。）は、町の負担とするものとする。

3 町長は、ふるさと納税制度及びふるさと応援寄附制度を理解する協力事業者を選定するものとする。

4 商品の選考及び協力事業者の募集については、町長が別に定める。

(業務委託等)

第6条 ふるさと応援寄附の効果的な運営を図るため、ふるさと応援寄附に係る業務のうち、町長が必要と認める業務内容について、専門的知見を有する事業者に委託することができる。

(寄附金の受領証明)

第7条 町長は、寄附金の受納後すみやかに、寄附金受領証明書（別記様式第2号）を寄附者に送付するものとする。

(寄附金台帳の作成)

第8条 町長は、寄附金の適正な管理を図るため、かみふらのふるさと応援寄附金台帳（別記様式第3号）を作成しなければならない。

(運用状況の公表方法)

第9条 条例第12条の運用状況の公表については、上富良野町ホームページの他、必要な方法により公表するものとする。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成29年2月17日規則第1号）

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(施行のために必要な準備行為)

2 第5条第3項、第4項及び第6条の規定に係る準備行為については、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則（平成29年9月15日規則第23号）

この規則は、平成29年10月1日から施行する。